

改正案

現行

<p>（有価証券関連連業に付随する業務）</p> <p>第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（以下「受益証券」という。）又は同法に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは外国投資証券（以下「投資証券」という。）の保護預り</p> <p>二〇六（略）</p> <p>（投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）</p> <p>第五十三条の三 保険会社は、投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）が当該保険会社の営業所又は事務所の一部を使用して受益証券又は投資証券を取り扱う場合には、当該保険会社が保険契約を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券又は投資証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>（有価証券関連連業に付随する業務）</p> <p>第五十二条の四 法第九十九条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券（以下「受益証券」という。）又は同法に規定する投資証券若しくは外国投資証券（以下「投資証券」という。）の保護預り</p> <p>二〇六（略）</p> <p>（投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い）</p> <p>第五十三条の三 保険会社は、投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）が当該保険会社の営業所又は事務所の一部を使用して受益証券又は投資証券を取り扱う場合には、当該保険会社が保険契約を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券又は投資証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。</p>
---	---

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十六 (略)

十七 保険会社、その子会社又は業務の委託先において不祥事件(業務の委託先にあつては、当該保険会社が委託する業務に係るものに限る。)が発生したことを知った場合

十八 (略)

二〇四 (略)

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〇六 (略)

6 (略)

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四の四 (略)

七 外国保険会社等又はその業務の委託先において不祥事件(業務

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十六 (略)

十七 保険会社又はその子会社において不祥事件が発生したことを知った場合

十八 (略)

二〇四 (略)

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社若しくはその子会社、保険会社若しくはその子会社の役員若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〇六 (略)

6 (略)

(外国保険会社等の届出事項等)

第六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四の四 (略)

七 外国保険会社等において不祥事件が発生したことを知った場合

の委託先にあつては、当該外国保険会社等が委託する業務に係るものに限る。)が発生したことを知った場合

八 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先又はその日本における代表者若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〜五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第九十二条 法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜五の三 (略)

六 免許特定法人又はその業務の委託先(第四項において「免許特定法人等」という。)において不祥事件(業務の委託先にあつては、当該免許特定法人が委託する業務に係るものに限る。)が発生したことを知った場合

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社

八 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等又はその日本における代表者若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〜五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第九十二条 法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜五の三 (略)

六 免許特定法人において不祥事件が発生したことを知った場合

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人、引受社員

員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは  
使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又  
は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しく  
は使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう  
。

一〇五（略）

5（略）

（登録申請書の添付書類）

第二百十一条の三 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令  
で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇十一（略）

十二 その他参考となるべき事項を記載した書面

2（略）

（届出事項等）

第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規  
定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十三（略）

十四 少額短期保険業者、その子会社又は業務の委託先（第四項に  
おいて「少額短期保険業者等」という。）において不祥事件（業  
務の委託先にあつては、当該少額短期保険業者が委託する業務に  
係るものに限る。）が発生したことを知った場合

若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使  
用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は  
生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは  
使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一〇五（略）

5（略）

（登録申請書の添付書類）

第二百十一条の三 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令  
で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇十一（略）

（新設）

2（略）

（届出事項等）

第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規  
定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十三（略）

十四 少額短期保険業者又はその子会社（第四項において「少額短  
期保険業者等」という。）において不祥事件が発生したことを知  
った場合

十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～五 (略)

5 (略)

（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十二条 (略)

2 (略)

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農業協同組合等（令第三十九条第八号に規定する農業協同組合並びに同条第九号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下この章並

十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～五 (略)

5 (略)

（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）

第二百十二条 (略)

2 (略)

3 生命保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人が第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行うときは、当該銀行等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 銀行等が、次に掲げる者（当該銀行等が、第五項に規定する定めをした協同組織金融機関（信用金庫、労働金庫、信用協同組合及び農業協同組合等（令第三十九条第八号に規定する農業協同組合並びに同条第九号に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合をいう。以下この号において同じ。）をいう。以下この章並

びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員（会員又は組合員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあつては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等生命保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第六号に掲げるもの限り、既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新に係るものを除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ 当該銀行等が法人（国、地方公共団体及び銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十三項各号に掲げるものその他の金融庁長官が定めるものを除く。以下この号、次項、次条第三項第一号、第二百十二条の四第三項第一号、第二百十二条の五第三項第一号並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）又はその代表者に対し当該法人の事業に必要な資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）を行つている場合における当該法人及びその代表者

ロ・ハ（略）

びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）である場合にあつては、当該協同組織金融機関の会員又は組合員（会員又は組合員である法人の代表者を含み、当該協同組織金融機関が農業協同組合等である場合にあつては、組合員と同一の世帯に属する者を含む。以下この章並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）である者を除く。以下この条及び第二百三十四条第一項第九号において「銀行等生命保険募集制限先」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（第一項第六号に掲げるもの限り、既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等又はその役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新に係るものを除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

イ 当該銀行等が法人（国、地方公共団体及び銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十一項各号に掲げる法人その他の金融庁長官が定める法人を除く。以下この号、次項、次条第三項第一号、第二百十二条の四第三項第一号、第二百十二条の五第三項第一号並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）又はその代表者に対し当該法人の事業に必要な資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章並びに第二百三十四条第一項第十号及び第十五号において同じ。）を行つている場合における当該法人及びその代表者

ロ・ハ（略）

4 二・三  
5 三  
6 (略)

4 二・三  
5 三  
6 (略)